

立川市

防災 ハンド ブック



地震発生！落ち着いて行動を！

2~3



地震に
備える

室外の安全確認

4

室内の安全確認

4

集合住宅では

5

家庭の備蓄

5

トイレの問題

5

ペット対策

5



地震が
発生したら

地震だ！まず身の安全

6

避難所について

6

在宅避難について

6

帰宅困難者になった場合

7

防災を意識した行動をする

7

生活再建 被害認定調査・リ災証明書の発行

7

災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付

7



風水害の
正しい理解

大雨や強風などによる被害

8

日頃の備え

9

安全に避難するために

9

警戒レベルをもとにとるべき行動

10

避難行動判定フロー

10



さまざまな
防災対策

災害時の連絡方法

11

災害時の情報入手方法

12~13

市民防災組織について

14

市民消防隊

14

避難行動要支援者への支援

15

防災力向上のための支援策について

16

訓練・避難のときの服装例

16

立川市ブロック塀等撤去工事等助成金制度

17

住宅の耐震化

17

家具の転倒防止

17

要配慮者への支援

17

立川市消防団・防災関係機関一覧

18

わが家の防災メモ

19

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

20



立川市公式ホームページ



スマートフォン



携帯電話



立川市

地震発生! 落ち着いて行動を!



自分の身を守る



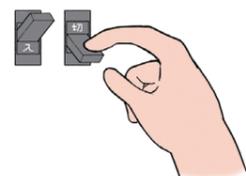
1~2分

揺れがおさまったら



3分

さらなる被害を防ぐ



5分

隣近所で助け合う



10分~数時間

避難の準備をする



3日後

避難所生活では

- 避難所運営委員会を中心に、避難所を運営する
- 集団生活のルールを守る
- 体調管理に注意する

1か月後



緊急地震速報を活用して身を守ろう!

- 最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に緊急地震速報(警報)を、気象庁が発表します。
- 速報発表から数秒から数十秒で強い揺れを感じますが、たとえ的中しなくとも、身を守るための行動をしましょう。
- 速報は的中するとは限りませんが、自分の身(特に頭)を守るため、最大限に活用しましょう。

□落ち着いて、自分の身を守る



□家族の安全を確認する



□出火防止対策として電気のブレーカーを切る



□机やテーブルの下などにもぐる



□ガラスの破片などで怪我をしないように、靴をはく



□余震に注意する



□ドアや窓を開けて、逃げ道を確認する



□あわてて外へ飛び出さない



□非常用持出品を準備する



□隣近所の安否を確認する



□災害情報・被害情報の収集をする



□生活必需品はわが家の備蓄でまかなう



□地域の要配慮者の安否を確認する



□自宅が安全ならば自宅での生活を継続する



□市の広報などの情報に注意する



□地域みんなで消火活動、救出・救助活動をする



□保育所・幼稚園、小・中学校に子どもを迎えに行く



□引き続き余震を警戒する



□ブロック塀やガラスなどに注意する



□水・食料などは備蓄でまかなう(3日~1週間)



このような場所では...



車の運転中

- 徐々にスピードを落とし、道路わきに停車する。
- 揺れがおさまるまで車外には出ず、ラジオなどで情報収集する。
- 車から避難する場合は、窓を閉めドアロックをせず、車検証を持っていく。



電車やバスの中

- 立っているときは、つり革などをしっかりつかみ、乗客の将棋倒しや、網棚からの落下物に注意する。
- 座っているときは、上体を前かがみにして手荷物などで頭を保護する。
- 勝手な行動をとらず、係員の指示に従う。



スーパーやデパート

- 手荷物やカゴなどで頭を守る。
- 商品の落下・転倒、ガラスの破片に注意する。
- あわてずに店員の指示に従い避難する。



劇場やホール

- 頭上に大きな照明などがある場合は落下を避けるため、その場から移動する。また、座席の背より低い体勢を取り、手荷物で頭を守る。
- あわてずに係員の指示に従い避難する。



繁華街やビル街

- ガラスなどの落下物や自動販売機の転倒に注意して、手荷物で頭を守りその場から離れる。



エレベーターの中

- すべての階のボタンを押して、最初に停止した階で降りる。
- 閉じ込められたら、非常ボタンやインターホンで連絡を取り、救出を待つ。



地下街

- 火災が発生したら、ハンカチなどで鼻と口をおおい、体を低くして避難する。



住宅街

- ブロック塀や石壁、門柱から離れる。
- 屋根瓦などの落下物に注意する。
- 垂れ下がっている電線にはけっして触らない。

地震に備える

室外の安全確認



- ベランダにある植木鉢や物干し竿など、落下するおそれはないか。
- 壁や基礎にひび割れなどがないか。
- プロパンガスボンベは安定した土台に鎖でしっかり固定されているか。
- 鉢植えはスベリ止めマットに乘せる。
- アンテナはしっかり固定する。
- 屋根に破損や腐食箇所はないか。
- ベランダが壊れていれば修理する。
- ブロック塀に破損や傾きはないか。
- 通路や出入口には、脱出時の妨げにならないよう、自転車など障害物は置かない。

○立川市ブロック塀等撤去工事等助成金 詳しくはP17
○住宅の耐震化助成 詳しくはP17

室内の安全確認



- 背の高い家具はL型金具や突っ張り棒などの転倒防止器具で固定する。
- 家具は壁や柱にぴったりとつけて配置する。
- 家具の上には、重いものや危険なもの(ガラスケースなど)を置かない。
- 住宅用火災報知器を設置する。
- 窓ガラスには、飛散防止フィルムを貼る。
- カーテンは、防災処理を施したものににする。
- ストーブは、対震自動消火装置付きにする。
- 使用時、近くに燃えやすいものを置かない。

○家具の転倒防止 詳しくはP17

ライフライン・インフラなどへの影響

ガス供給の停止	安全装置付ガスメーターは、震度5弱程度で遮断装置により、ガスの供給が停止する*。
断水、停電の発生	震度5弱程度で断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制など	震度4程度で、鉄道・高速道路などで安全確認のため、運転見合わせや速度・通行規制が各事業者の判断によって行われる(基準は、事業者や地域によって異なる)。
電話など通信障害	災害が発生した地域やその周辺において、電話・インターネットなどによる安否確認などの需要増加で、電話などがつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。震度6弱程度の地震発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

*震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

集合住宅では



マンションなどの集合住宅では、多くの人たちが暮らしているため、一戸建て住宅とは違った防災対策が求められます。いざというときに備えて、防災訓練や住民同士の話し合い、防災設備の点検などに取り組みましょう。

ベランダの避難路

避難器具の周りに物を置かない。日頃から使用方法をよく確認する。



非常階段・非常扉

物を置かない。特に非常扉の前や階段付近は注意する。



避難経路の確保～玄関や通路

避難や通行の妨げにならないように物を置かない。また、玄関は、脱出口、避難経路として重要な場所です。扉をこじ開けるパールなどを用意する。



地域ぐるみの防災対策

防災設備の点検や訓練のお知らせなど、日頃から注意しておく。



火災の拡大を防ぐ

共有部分には、古新聞や布きれなど燃えやすい物を置かない。



防災設備で初期消火

共用部分に置いてある消火器や火災報知器などの防災設備の場所を、日頃からよく確認しておく。



家庭の備蓄



ローリングストック法



備蓄しておくといいもの

「日常食」を「非常食」に。

- 缶づめ (野菜や果物など)
- 乾麺 (そうめんやパスタなど)
- フリーズドライ食品 (スープなど)



調理器具の備え

- カセットコンロとガスボンベ
停電時、冷蔵庫の食材や非常食を調理するために必要です。



1週間分の飲料水、生活用品を備えよう。
1人1日3ℓ×家族分

東京都総務局・東京備蓄ナビ



トイレの問題



災害時のトイレ問題は切実です。断水や、建物内部の排水管が破損すると、トイレが使用できなくなります。ビニール袋と凝固剤を用意して、家庭のトイレを簡易トイレとして活用することや携帯トイレの使用を考えましょう。

※立川市一次避難所の備蓄品(参考)

- マンホールトイレ
小学校 8基
中学校 10基



ペット対策



ペットと共に避難所を利用できますが、人とペットの居住スペースは別々です。備蓄もありませんので、必要なものは飼い主が用意しておきましょう。自宅在宅避難ができるよう準備することも大切です。

東京都福祉保健局・ペットの防災



地震が発生したら



地震だ！まず身の安全



揺れを感じたら、身の安全を最優先に行動しましょう。落下物や塀などの倒壊に注意して、揺れがおさまるまで様子を見ます。外出中であれば、門や塀には近寄らず、ブロック塀などの倒壊から身を守ることも大切です。揺れがおさまっても、火災など、さらなる危険を感じたら、速やかに安全な場所へ避難しましょう。

避難する前に

- あわてずに火の元を確認し、出火したときは落ち着いて初期消火を行う。
- 窓や扉を開け、出口を確保する。
- 電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 感震ブレーカーは、震度5強以上の地震で家屋内の電気の流れを遮断します。倒れた電気機器、損傷した電源コードなどが火元となる通電火災防止に有効です。



避難する時は

- 足元や周囲をよく確認してあわてない。
- 火災が発生している地域には近寄らない。
- 自宅の安全確認後、近隣の安否確認を行う。
- 倒壊家屋などの下敷きになった人がいれば、協力して救出・救護する。

避難した後は

- テレビやラジオ、市などから正しい情報を得る。
- さまざまなトラブルに対して、地域での助け合いに協力する。

避難所について



「避難所」は、自宅が倒壊した場合や余震により倒壊の危険がある場合、または火災により焼失した場合など、自宅で生活できないときに「生活をする場所」です。

「避難場所」は、火災などから身を守るために一時的に「避難をする場所」です。広域避難場所、近所の大きな公園や農地などが「避難場所」となります。

立川市と立川市農業振興会議では、緊急的な一時避難場所として、農地を使用することについて協定を締結しています。近所の避難所や避難場所を、事前に確認しておきましょう。

※指定緊急避難場所・指定避難所は、P20をご覧ください。

避難所運営マニュアルを作成しています

立川市では、地域ごとに自治会、小中学校、地域の活動団体などと協力して、避難時に活用する「避難所運営マニュアル」を避難所ごとに作成しています。

在宅避難について



自宅が安全であれば、プライバシーが守られるので、「在宅避難」を考えましょう。

在宅避難は、安全な生活空間を確保できること、そしてライフラインが途絶えても生活を継続できるように準備をしておくことが必要です。

在宅避難中でも、避難所で食料などの物資や情報提供を受け取ることができます。

帰宅困難者になった場合



不用意に動かず、安全な場所にとどまる

大規模地震発生時、多数の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると道路や歩道が多くの人で埋まり、渋滞が発生します。そのため、緊急車両が通行できず、救助・救出活動に支障をきたすことになります。

また、帰宅中に余震などで二次災害が発生する可能性もありますので、むやみに移動せず、職場や外出先など、安全な場所にとどまりましょう。

一時（一晚）滞在施設

立川市では、市内の事業所や商業施設などと協定を結び、一時（一晚）滞在施設の確保を行っています。施設の一部をご提供いただき、一時滞在施設については3日間、一晚滞在施設については翌日まで帰宅困難者の受け入れを行います。

防災を意識した行動をする



底の厚い靴を着用

革靴で長距離を歩くのは困難なため、はきなれた靴を職場などに用意します。



非常用持出品を準備する

消毒液、体温計、感染症予防のマスクや手袋、軍手、ラジオ、水、食料、電灯、タオルや寒暖対策用品、通信機器などの充電器、小銭などを勤務先などに用意します。



なるべく道幅の広い道路を選ぶ

ガラスなどの落下物の危険がある箇所、高架下、線路沿いなどは避け、広い道を選びます。また、落下物から頭を守るため、道の真ん中を歩くようにしましょう。

災害時帰宅支援ステーションを活用する

災害発生時には、徒歩帰宅者を支援するため、公共施設のほか、郵便局、コンビニエンスストア、ファストフード店、ガソリンスタンド、ファミリーレストランなどが「災害時帰宅支援ステーション」として、水道水の提供、トイレの使用、地図・ラジオなどによる情報の提供を行います。



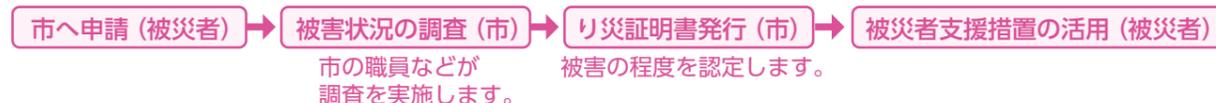
災害時帰宅支援ステーションに貼られているステッカーを目印に

生活再建 被害認定調査・り災証明書の発行



被災から支援措置の活用までの流れ

り災証明書とは、地震や風水害などの自然災害により被災した住家の被害の程度を市が証明するものです。この証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理など、さまざまな被災者支援措置を受ける際に必要となります。



応急危険度判定

「応急危険度判定」とは、住民の安全のため、都道府県知事の認定を受けた「応急危険度判定士」により応急的に実施される判定です。

災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付



災害により家族が死亡された遺族に対して、災害弔慰金を支給します。災害による負傷・疾病で心身に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。そのほか、負傷や住居などの損害に応じて、貸付の制度があります。

風水害の正しい理解



大雨や強風などによる被害



外水氾濫

「外水氾濫」とは、河川の水で堤防が決壊したり、堤防からあふれたりして、市街地などに流れ込むことです。大量の泥水が一気に市街地へ流れ込み、洪水後も泥や流木が堆積するため、復旧に時間がかかります。

内水氾濫

「内水氾濫」とは、大雨のために平坦地の雨水がはけきらずに水が溜まり、土地や道路に水があふれることです。通常の雨であれば、下水道やポンプ施設によって水は河川に排出されますが、雨量が多く排水能力を超えた場合、内水氾濫が起きます。

アンダーパスの冠水

「アンダーパス」とは、道路や鉄道などの地下をくぐって抜ける道路のことで、周りの地面に比べて路面の高さが低くなっています。局地的大雨時には急速に水位が上がり、冠水するおそれがあります。冠水時に誤って車で進入すると、エンジンが停止して立往生してしまうので、非常に危険です。

車の場合、国土交通省の「道路冠水注意箇所マップ【東京都】」によると、立川市では次の2か所で冠水のおそれがあります。豪雨時には、アンダーパスは避けて、安全な道路へ迂回しましょう。



- ① 都道 主要地方道 16号 立川立体
- ② 都道 主要地方道 43号 玉川上水立体

土砂災害

土砂災害とは、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の3つの被害を指します。それぞれの被害が予想される箇所を「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」といいます。

立川市には右記の地域に土砂災害警戒区域などが存在します。

具体的な場所は「立川市水害ハザードマップ」、または「立川市土砂災害ハザードマップ」をご覧ください。

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
富士見町三丁目	○	○
富士見町四丁目	○	○
富士見町五丁目	○	○
柴崎町一丁目	○	—
柴崎町四丁目	○	○
柴崎町六丁目	○	○
錦町五丁目	○	○
錦町六丁目	○	○

日頃の備え



- 「立川市防災マップ」を活用し、自分の家から避難所までの経路を実際に歩いてみましょう。特に氾濫しやすい河川や土砂崩れなどの危険な場所は、「立川市水害ハザードマップ」や「立川市土砂災害ハザードマップ」で確認しましょう（立川市公式HPでも公表しています）。
- 家族でどの避難所に集まるか話し合っておきましょう。
- ラジオの電池のほか、食料や水などの備蓄も点検しておきましょう。（⇒P5参照）
- 普段からテレビやラジオで、最新の気象情報や災害情報を得ておきましょう。（⇒P12参照）
- 非常用持出品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。



- マスク
- 水
- 非常食
- 電灯
- 消毒液
- 体温計
- ラジオ
- 救急や衛生用品、常備薬
- ヘルメット
- 現金、身分証明書 など

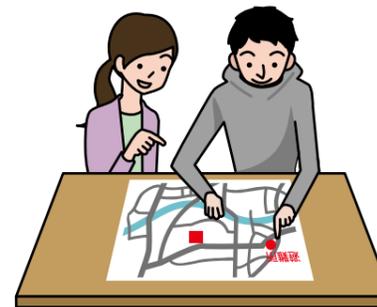


安全に避難するために



事前に準備を

普段から避難所までの安全な経路などを確認しておきましょう。



持ち物は最小限に

荷物は背負い、両手が使えるようにしましょう。



深さに注意

歩行可能な水深の目安は、ひざ下くらいまでです。水の流れが速い場合は、浅くても危険です。



足元に注意

道路が冠水すると足元が見えにくくなります。長い棒などを杖代わりにして、側溝やマンホールに気をつけましょう。



隣近所で声を掛け合って

避難は集団で行動することが理想です。普段から近隣の人や市民防災組織と話し合っておきましょう。



想定浸水深表示板

多摩川と残堀川の氾濫により予想される浸水の度合いを表す想定浸水深表示板を設置しています。



警戒レベルをもとにとるべき行動



日頃から自宅の災害リスクを把握し、いつ、どのような行動をとるべきか確認しておきましょう。

次の5段階の警戒レベルを使って避難情報などが発令されます。周辺の様子に気を配り、早めに避難しましょう。

警戒レベル	状況	避難情報など	住民がとるべき行動
5	災害発生または切迫	緊急安全確保 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保!
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	避難指示 (市が発令)	危険な場所から全員避難する
3	災害のおそれあり	高齢者等避難 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難する
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁発表)	ハザードマップなどで、自ら避難行動を確認する
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁発表)	最新の気象情報を確認し、災害への心構えを高める

(注) 緊急安全確保は、市が災害の状況を確認に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。発令の順番や基準は、あくまでも目安です。避難情報がなくても身の危険を感じる場合は、避難を開始してください。

★外国語14言語に対応した警戒レベル表をみることができます (内閣府HP)。

**Evacuation Information (Revised)**

Scan to get this information in your own language.

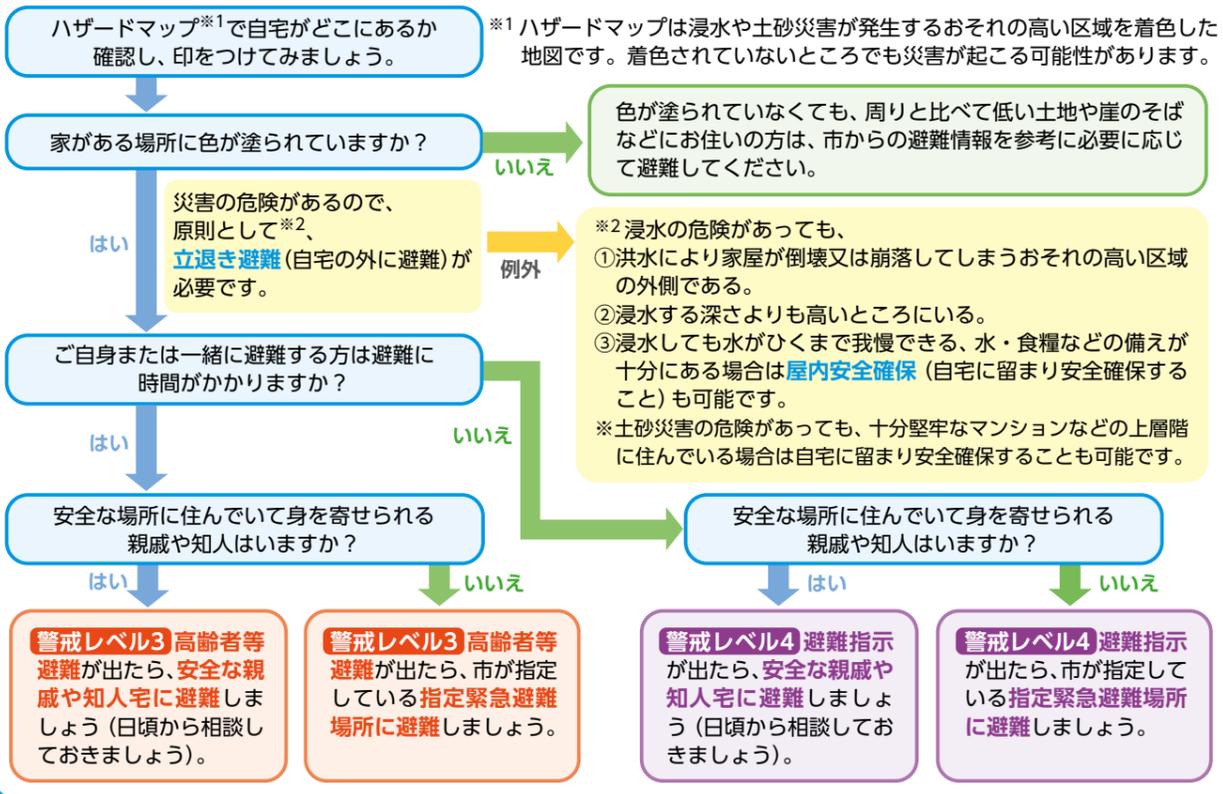
English	简体中文	繁體中文	한국어	Español
Portugués	Tiếng Việt	ភាសាខ្មែរ	ภาษาไทย	മലയാളം
Tagalog	Bahasa Indonesia	नेपाली भाषा	Монгол хэл	QR Translator

## 避難行動判定フロー



あなたがとるべき避難行動は？

**必ず取組みましょう**



# さまざまな防災対策



## 災害時の連絡方法



### 安全な場所から家族に安否を伝える災害用伝言板 (携帯電話事業者各社)

大規模な災害が発生した際、携帯電話事業者各社において提供される伝言板です。※ご利用方法につきましては、携帯電話事業者各社のホームページをご覧ください。



## 文字による連絡方法

### 災害用伝言板「web171」

- 災害などの発生時、被災地域の住居者がインターネットを經由して災害用伝言板「web171」にアクセスし、電話番号をキーとした伝言情報 (テキスト) を20件まで登録できます。
- インターネット接続が可能な端末 (携帯電話・スマートフォン・パソコン) で利用可能です。
- 登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国 (海外含む) から確認でき、追加の伝言を登録することも可能です。



## 音声による連絡方法

### 災害用伝言ダイヤル 171 (音声)

地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。



# 災害時の情報入手方法



## 立川市では、災害時に次のような手段で市民のみなさまへ情報を発信します。

### 防災行政無線

市内82か所に設置しているスピーカーから情報を提供します。

放送内容をもう一度聞きたい場合は、電話応答サービス(☎0120-131-119または042-523-5931)で聞き直すことができます。

※震度5弱以上の地震や弾道ミサイル攻撃などの緊急事態発生時は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により自動で放送されます。

### 立川見守りメール

事前にご登録いただいたスマートフォン・携帯電話・パソコンのEメールアドレスに情報を提供します(令和4年6月15日に登録用メールアドレスを変更)。



#### 【登録方法】

担当課に空メールを送信し、返信されたメールに記載のURLから登録手続きを行ってください。

迷惑メール対策などを行っている場合は、空メールの送信前に「@city.tachikawa.lg.jp」からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

### 立川市公式ホームページ

災害発生時には、災害関連情報の提供を行います。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>  
(スマートフォン) スマートフォン



<https://www.city.tachikawa.lg.jp/mobile/>  
(携帯電話) 携帯電話



### 緊急速報メール(エリアメール)

災害発生時に避難などが必要となった際、立川市周辺にいる方のスマートフォン・携帯電話(一部機種を除く)に情報を一斉配信するものです(事前登録は必要ありません)。

### 立川市公式ツイッター (@tachikawa_tokyo)

災害関連情報の提供を行います。  
[https://twitter.com/tachikawa_tokyo](https://twitter.com/tachikawa_tokyo)



## さまざまなホームページ

専門機関からさまざまな災害情報を入手できますので、日頃から確認しておきましょう。

### 気象警報・注意報の情報

立川市の気象警報・注意報(気象庁)  
[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=1320200&lang=ja](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=1320200&lang=ja)



### 雨雲の分布と今後の動き

関東地方の雨雲分布  
高解像度降水ナウキャスト(気象庁)  
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>



東京都周辺の雨雲分布  
東京アメッシュ  
<https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>



### 多摩川の状態

日野橋水位観測所からのライブカメラ映像(京浜河川事務所)  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00169.html>



川の防災情報(国土交通省)  
<https://www.river.go.jp/kawabou/>



### 残堀川の状態

下砂橋観測所のライブカメラ映像(東京都水防チャンネル)  
[https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/popup/popup03_7L06.html](https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/popup/popup03_7L06.html)



### 市内の防災情報(気象庁)

キキクル(危険度分布)などの防災情報が確認できます。  
[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1320200](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1320200)



### ホームページにつながりにくいときはキャッシュサイトのご利用を

アクセス集中によりホームページにつながりにくくなる場合に備えて、キャッシュサイトをお使いの端末でお気に入り登録をしておくことをおすすめします。

## 防災アプリなど

### 全国避難所ガイド(ファーストメディア)

全国の自治体が定めた災害時の避難所や避難場所を約13万件収録し、現在地周辺の避難所を検索して、道順をルート案内する災害時用ナビゲーションアプリです。日・英・中・韓の4か国語対応です。(無料)



### テレビ・ラジオ

テレビのリモコンの「dボタン」を押すことでデータ放送を取得できます。災害などが起こった際には、警報や注意報などの防災情報を取得できます。

### 00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)

災害時にドコモ、au、ソフトバンクの携帯キャリアが垣根をこえて無料開放する、公衆無線LANサービスです。(フリーWi-Fi)



### 東京都防災アプリ

災害時に役立つコンテンツが搭載されています。「東京防災」「東京暮らし防災」「災害時モード」の3つで構成されており、防災対策を楽しく学びながら、いざというときにも役に立つ、防災アプリです。



### Yahoo! 防災速報(Yahoo!)

避難情報や緊急地震速報、津波、局地的大雨などの災害情報や今後の予報・予測を、緊急のお知らせとして、パソコンやスマートフォン、携帯電話のメールやスマートフォンアプリのプッシュ通知などで受け取ることができます。(無料)



## 市民防災組織について



### 地域住民同士で防災に取り組もう

市民防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで積極的に参加し、災害に強い地域をつくりましょう。



### ■ 平常時の活動

役割分担を明確にして訓練を実施し、緊急時に役立つ活動につなげましょう。

#### 防災知識の啓発

防災に関する正しい知識及び災害時に適切な行動をとることができるよう、防災知識の普及・啓発に取り組みます。

#### 地域の防災点検

地域内の土砂災害や浸水などの危険箇所の把握及び防災点検を行います。

#### 防災資器材の整備・把握

地域の実情に応じて、災害時に活動するために必要な機材を準備するとともに、各家庭や地域にある機材について活用できるよう把握します。

#### 共助の体制づくり

いざというとき、隣近所の方々と助け合いができるよう自治会などを通じて協力関係を築きます。

#### 防災訓練の実施

地域の方々が協力して、初期消火、救出・救護、安否確認、避難所開設・運営訓練を実施します。

#### 要配慮者の把握

「要配慮者」とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、配慮を必要とする方々をいいます。さまざまな配慮が必要な方への理解、日頃からの声かけ及び支援をお願いします。

### ■ 災害時の活動

- 大規模災害が発生したとき、頼りになるのは地域住民の助け合いである「共助」です。
- あらかじめ定めた集合場所に集合して、付近の被害状況を確認してください。



組織ごとに定めてある一時避難場所に集合  
安否確認

(自宅での生活が困難)  
一次避難所へ移動

(自宅での生活が可能)  
自宅へ



### ■ 市民防災組織への支援

立川市では、自治会などで市民防災組織を結成すると、次のとおり助成品の支給や運営費を補助します。

#### 《助成品一覧》 ※結成時に支給

品名	数量	
	200世帯未満	200世帯以上
腕章	20枚	30枚
トランジスタメガホン	1個	2個
救急箱	1箱	2箱

#### 《補助金》

名称	補助基準	補助金額
市民防災組織結成補助金	市民防災組織を結成した年に交付	20,000円
市民防災組織運営費補助金	結成補助金を交付した年度の翌年度以降、年度ごとに	15,000円+世帯数×@50 限度額=70,000円

## 市民消火隊



災害時の初期消火、地域防災の要として期待される市民消火隊が、市内に11隊結成されています。市民消火隊には可搬ポンプが配備され、日頃から技術向上や訓練、警戒を行っています。

## 避難行動要支援者への支援



高齢者や障害者の被害を防ぐため、立川市では「避難行動要支援者名簿」の提供を行っています。これは、申請のあった方の情報を事前に自治会や地域包括支援センターなどの関係機関に提供することにより、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に役立てるためです。

申請のなかった方についても、法律に基づき対象者の名簿を作成し、災害が起こった際には安否確認などに活用します。

避難行動要支援者ご自身も日頃からの備えをする、地域とのコミュニケーションをとるなど、事前の対応が必要です。自治会に加入するなど、地域の人々と顔の見える関係をつくることも災害時には重要です。



### 申請受付場所

(申請により、事前に名簿が関係機関に提供されます)

場所	
市役所内	福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課
各センター内	地域包括支援センター、福祉相談センター(連絡先は下記参照)

### 名簿の提供先

名簿	提供先
市内全域の名簿等	立川消防署、立川警察署、立川市消防団(事務局)、立川市社会福祉協議会
担当地域内の名簿等	地域包括支援センター、福祉相談センター
対象地域内の名簿等	市民防災組織・自治会
各委員の担当地区区域内の名簿等	民生委員・児童委員

※この制度は、災害時の確実な安否確認を保障するものではありません。

### 避難行動要支援者の対象者

対象	要件
在宅医療	人工呼吸器を使用している者
要介護認定者	要介護度3～5
身体障害者	下肢機能障害 1級、2級
	移動機能障害 1級、2級
	体幹機能障害 1級、2級
	視覚障害 1級、2級
	呼吸器機能障害 1級
知的障害者	愛の手帳 1度、2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている者
その他	その他、災害時に自ら情報の収集及び避難行動をとることが困難な者

※ただし、入院患者及び施設入所者は除く。

### 地域包括支援センター・福祉相談センター

名称	住所	電話番号
南部西ふじみ地域包括支援センター(富士見町・柴崎町)	富士見町2-36-47 立川市社会福祉協議会内	042-540-0311
南部東はごろも地域包括支援センター(錦町・羽衣町)	羽衣町1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内	042-523-5612
中部たかまつ地域包括支援センター(曙町・高松町・緑町)	高松町2-27-27 TBK高松第1ビル101号室	042-540-2031
北部東わかば地域包括支援センター(栄町・若葉町)	若葉町3-45-2 介護老人保健施設わかば内	042-538-1221
北部中さいわい地域包括支援センター(砂川町・柏町・幸町・泉町)	幸町4-14-1 至誠キートスホーム内	042-538-2339
北部西かみすな地域包括支援センター(西砂町・一番町・上砂町)	上砂町5-76-4 砂川園内	042-536-9910
にしき福祉相談センター	錦町6-28-15 至誠ホーム内	042-527-0321
かみすな福祉相談センター	上砂町1-13-1 上砂地域福祉サービスセンター内	042-537-7799
にしすな福祉相談センター	西砂町5-5-5 西砂ホーム内	042-531-5550

## 防災力向上のための支援策について



### 総合防災訓練 (年1回)

災害から市民の生命及び財産を守り、市民生活を確保するために、立川市、防災関係機関及び市民が一体となった総合的、実践的な訓練を行っています。ぜひご参加ください。

会場や日程については、広報紙やホームページでご確認ください。



### 立川駅前帰宅困難者対策訓練 (年1回)

立川駅前の帰宅困難者対策として、駅周辺の事業所からなる「立川駅前滞留者対策推進協議会」を設置しています。災害発生により公共交通機関が運行停止した場合、多数の帰宅困難者が発生します。協議会は、帰宅困難者役を配した実践的な訓練などを行い、災害時の初動体制の確認を行っています。



### 地域防災訓練の支援

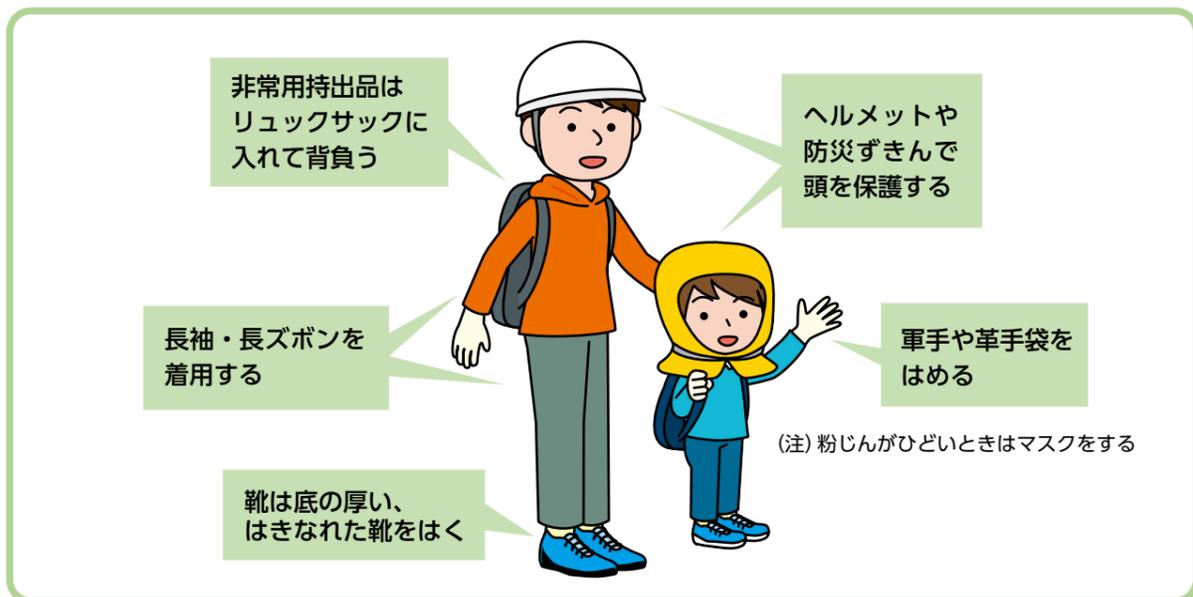
災害に対する日頃の備えや災害が発生した時の対応など、防災の知識を広く市民のみなさまに知っていただくため、下記のような支援を行っています。ご活用ください。

- 起震車の派遣
- 出前講座による防災学習会
- 防災訓練の申込み

申込み先	訓練内容
立川消防署 警防課 電話042-526-0119	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器による初期消火</li> <li>● 応急救護訓練 (AEDなど)</li> <li>● 通報訓練 ● 煙体験</li> <li>● スタンドパイプによる初期消火訓練 など</li> </ul>
市民生活部 防災課 電話042-523-2111 内線2531	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 起震車の派遣</li> <li>● 炊出し訓練用備蓄食料の提供</li> <li>● スタンドパイプによる応急給水訓練 など</li> </ul>

※申込みには条件があります。詳細は、申込み先にお問い合わせください。

## 訓練・避難のときの服装例



## 立川市ブロック塀等撤去工事等助成金制度



地震が発生したときにおける市民の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀などの撤去、一部撤去、改修及び新設に係る費用の全部または一部を助成します。

問い合わせは、市民生活部防災課：042-523-2111 (内線2531)

項目	対象	助成額
撤去、一部撤去、改修	助成金の対象工事	6,500円/m
新設	助成金の対象工事	6,000円/m

- 他の同種の助成制度との重複は不可です。
- 販売、建替えを目的とする事業における解体は対象外です。
- 申請後に着手 (業者と契約) するものが対象です。
- 新設の場合は建築基準法に定める技術基準を満たすことが必要です (地域により、確認申請、または建築士などによる安全性に関する所見を記載した書類が必要です)。
- 国産木材を利用した木塀の新設の場合、助成額が加算される場合があります。

## 住宅の耐震化



昭和56年5月31日以前に建築された民間木造住宅を対象に、立川市では無料の簡易耐震診断と耐震診断及び補強設計・工事監理、耐震改修などを助成する制度があります。

問い合わせは、市民生活部住宅課：042-523-2111 (内線2562)

区分	助成内容など
助成の対象	昭和56年5月31日以前に建築された民間木造住宅
簡易耐震診断	無料
耐震診断	費用の2分の1 (10万円を限度) を助成
補強設計・工事監理	費用の2分の1 (10万円を限度) を助成
耐震改修等工事	費用の2分の1 (耐震改修100万円、建替え100万円、除去50万円を限度) を助成

## 家具の転倒防止



高齢者世帯や障害者の方がいる世帯に最大5か所を限度として、家具転倒防止器具の取り付けを支援します。対象世帯は市内に住所を有しており、住民基本台帳に登録されているもので次の各号のいずれかに該当する世帯とします。ただし、平成21年度以降に市から支給を受けた世帯は、設置個数にかかわらず対象外です。

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 世帯員に、身体障害者手帳の1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者がいる世帯

【申請窓口】

福祉保健部高齢福祉課：042-523-2111 (内線1475)、地域包括支援センター、福祉相談センター (連絡先はP15)

## 要配慮者への支援



要配慮者は、災害が発生した場合には、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場にあります。また、災害発生から復興までの間、社会的な支援やこれまで利用していたサービスが限定されてしまうおそれがあるため、「自助・共助」を念頭に置くとともに、地域との交流、必要な器材の準備や避難路の確認など「日頃からの備え」が大切です。

### 「要配慮者」とは？

- 高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人
- 身体が不自由な方 ● 目の不自由な方 ● 耳の不自由な方
- 知的障害、精神障害、内部障害の方 など

### 「支援ツール」として

「マタニティマーク」「ヘルプマーク」のほか、事前に支援内容を記載できる「ヘルプカード」などがあります。

# 立川市消防団・防災関係機関一覧



問い合わせは、市民生活部防災課（消防団事務局）：042-523-2111（内線2531）

## 消防団の活動

立川市消防団は生業を持つ傍ら、「自分たちのまちは、自分たちの手で守る」という郷土愛護の精神で活動しています。市内には10個の分団があり、それぞれの担当地域に火災があれば昼夜を問わず出動し、消防署とともに消火活動にあたっています。また、近年では局地的大雨などによる浸水被害が多く発生しており、水害時には土のう積みなども行っています。平常時は防災訓練の指導や警戒活動などにあたり、地域に密着した活動を行っています。年々その重要性は増しており、普段から訓練を重ね、地域防災の要となっています。



## 入団について

立川市消防団は、市内に在住、在勤または在学する健康な18歳以上の方であれば、どなたでも入団できます。地域防災の中心である消防団にぜひご入団ください。



## 機能別分団

令和元年10月1日に、立川市消防団の機能別分団が発足しました。立川市消防団機能別分団は、東京医療保健大学との連携及び協力に関する基本協定に基づき、東京医療保健大学立川キャンパス（緑町3256）の学生が所属しています。大学で学んだ知識・技術を活かして、大規模災害時の救命活動にあたります。



## 防災関係機関一覧（電話番号）

名称	電話番号
立川市役所	042-523-2111
立川警察署	042-527-0110
立川消防署	042-526-0119
東京電力 多摩カスタマーセンター	☎ 0120-995-662
東京ガス お客様センター	0570-002211（ナビダイヤル）
東京都水道局 多摩お客様センター	0570-091-101（ナビダイヤル）



# わが家の防災メモ

火事・救急  
**119番**

警察  
**110番**

災害用伝言ダイヤル  
**171番***

※使い方はP11をご参照ください。

### 緊急連絡先

連絡先	電話	連絡先	電話

### 家族の連絡先

名前	電話（勤務先・学校）	携帯電話	メールアドレス

### 親せき・知人の連絡先

名前	電話	携帯電話	メモ

### 家族の救急用データ

名前	生年月日	血液型	アレルギー	持病	常備薬

# 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	指定緊急避難場所・指定避難所 (指定避難所は建物施設のみ)	所在地	災害種別			番号	指定緊急避難場所・指定避難所 (指定避難所は建物施設のみ)	所在地	災害種別		
			地震	延焼火災	がけ崩れ 洪水				地震	延焼火災	がけ崩れ 洪水
1	第四小学校	富士見町4-4-1	○	×	2nd	24	大山小学校	上砂町1-5-33	○	×	2nd
2	旧多摩川小学校	富士見町6-46-1	○	×	×	25	第九小学校	上砂町2-18-1	○	×	×
3	新生小学校	富士見町6-69-1	○	×	×	26	上砂川小学校	上砂町5-12-2	○	×	×
4	立川第八中学校	富士見町7-24-1	○	×	×	27	立川第五中学校	上砂町3-27-1	○	×	×
5	第一小学校	柴崎町2-20-3	○	×	2nd	28	西砂小学校	西砂町2-34-2	○	×	×
6	立川第一中学校	柴崎町1-3-4	○	×	2nd	29	松中小学校	一番町5-8-5	○	×	2nd
7	第三小学校	錦町3-4-1	○	×	2nd	30	立川第七中学校	西砂町6-28-3	○	×	2nd
8	第七小学校	錦町5-6-43	○	×	2nd	31	滝ノ上会館	富士見町4-16-10	二 次 避 難 所	×	1st
9	第六小学校	羽衣町2-29-22	○	×	2nd	32	柴崎会館	柴崎町1-16-3		×	1st
10	立川第三中学校	羽衣町3-25-6	○	×	2nd	33	柴崎学習館	柴崎町2-15-8		×	3rd
11	第二小学校	曙町3-23-1	○	×	2nd	34	錦学習館	錦町3-12-25		×	1st
12	第五小学校	高松町1-12-25	○	×	2nd	35	さかえ会館	栄町4-6-2		×	3rd
13	立川第二中学校	曙町3-29-46	○	×	2nd	36	若葉会館	若葉町3-34-1		×	3rd
14	南砂小学校	栄町2-2-1	○	×	2nd	37	砂川学習館	砂川町1-52-7		×	3rd
15	若葉台小学校	若葉町1-13-1	○	×	2nd	38	こんぴら橋会館	砂川町3-26-1		×	3rd
16	旧若葉小学校	若葉町4-24-1	○	×	2nd	39	上砂会館	上砂町1-13-1		×	3rd
17	立川第九中学校	若葉町3-19-5	○	×	2nd	40	西砂学習館	西砂町6-12-10		×	3rd
18	第八小学校	幸町2-1-1	○	×	2nd	41	西砂会館	西砂町5-11-13	×	3rd	
19	幸小学校	幸町5-68-1	○	×	2nd	42	女性総合センター・中央図書館	曙町2-36-2	×	×	3rd
20	立川第四中学校	幸町5-49-1	○	×	2nd	43	立川競輪場集合棟	曙町3-32-5	×	×	1st
21	第十小学校	柏町1-31-1	○	×	2nd	44	国営昭和記念公園	立川市緑町 他	広 域 避 難 場 所	○	○
22	柏小学校	柏町4-8-4	○	×	2nd	45	二中一带	曙町3丁目 他		○	○
23	立川第六中学校	泉町786-16	○	×	2nd	46	多摩川河川敷	富士見町6丁目 他		○	×

※指定緊急避難場所とは、地震やがけ崩れ、延焼火災、水害などのさまざまな災害や複合災害に備え、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として指定しているものです。

※指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設として指定しているものです。

※風水害時、指定避難所は災害の規模に応じて、段階的に開設します。

1st…第1段階、2nd…第2段階、3rd…第3段階

